

令和5年第1回川場村議会定例会会議録第1号

令和5年3月7日(火曜日)

議事日程 第1号

令和5年3月7日(火曜日)午前9時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名(7番・8番)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1号 川場村立義務教育学校設置条例について
- 日程第 6 議案第 2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4号 川場村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5号 川場村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 6号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 7号 川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 8号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 9号 川場村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 10号 川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 11号 川場村子育て支援金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 12号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 13号 令和4年度川場村一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第 18 議案第 14号 令和4年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 19 議案第 15号 令和4年度川場村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 20 議案第 16号 令和4年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 21 議案第 17号 令和4年度川場村水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 22 議案第 18号 令和4年度川場村下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 令和 5 年度川場村一般会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 令和 5 年度川場村国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 令和 5 年度川場村介護保険事業特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 令和 5 年度川場村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 令和 5 年度川場村水道事業特別会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 令和 5 年度川場村下水道事業特別会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 工事請負契約の変更について（令和 3 年度川場村むらの学習館建設工  
事）
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 工事請負契約の変更について（令和 3 年度川場村交流ホール建設工事）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10人）

1番	津久井 俊 雄 君	2番	角 田 宣 治 君
3番	小 菅 秋 雄 君	4番	飯 塚 貞 次 君
5番	丸 山 敏 雄 君	6番	細 谷 市 衛 君
7番	星 野 孝 之 君	8番	黒 田 まり子 君
9番	新 木 敏 郎 君	10番	角 田 文 雄 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	外 山 京太郎 君	副 村 長	宮 内 実 君
教 育 長	宮 内 伸 明 君	総 務 課 長	角 田 圭 一 君
住 民 課 長	安 藤 秀 昭 君	健康福祉課長	小 林 巧 君
むらづくり振興課長	戸 部 正 紀 君	田園整備課長	栗 原 達 也 君
教育委員会事務局長	布 施 伸一郎 君	会 計 管 理 者	春 原 久 代 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	今 井 忠	書 記	田 中 玲 子
---------	-------	-----	---------

#### 議長挨拶

事務局長（今井 忠君） ただいまから、令和5年第1回川場村議会定例会が開かれます。  
開会に当たりまして、議長から挨拶があります。

議長（角田文雄君） おはようございます。

定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和5年第1回川場村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には公私極めてご多忙のところ、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今期定例会は、一般会計及び各特別会計の新年度予算をはじめ、重要な案件を審議する議会であります。議会といたしましては、提出される全ての案件に対しまして十分に審議を尽くし、村民の要望を村の諸施策に反映すべく努力いたしたいと存じます。

議員各位には、適切な議会運営に努められますとともに、執行部のご協力をお願い申し上げます。

開会に当たりましてのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

#### 村長挨拶

事務局長（今井 忠君） 続きまして、村長から議会招集の挨拶があります。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和5年第1回川場村議会定例会を招集いたしましたところ、角田議長はじめ議員各位のご出席をいただきまして、ここに開催できますことを心から御礼を申し上げます。

今年1月23日に開会した通常国会は、会期を6月21日までの150日間とし、総額が過去最大の114兆円を超える一般会計予算案が審議をされております。防衛費の増額に伴う増税など、世論を交えての議論が求められており、また、持続可能で格差の少ない力強い成長の基盤をつくり上げるために、物価上昇率を超える賃上げを目指す方針も示されました。さらには、今年4月に発足することも家庭庁において、児童手当を中心にした経済的支援の強化や育児休業制度の強化を含めた働き方改革の推進などの検討が進められることとなります。今国会は、日本国民の安定安心について、大きな意義を持つものとなるものと思います。

今年5月に日本がG7の議長国としての広島サミットが開催されます。ロシアのウクライナ侵攻や食料・エネルギー危機、感染症対策や地球温暖化問題など、日本が強いリーダーシップを持って開催できるかによって、世界での日本の立ち位置が決まります。唯一の戦争被爆国の広島からのメッセージが、世界平和へのかけ橋となることを願ってやみません。

新型コロナウイルス感染症が確認されてから3年が経過し、本年5月8日には、今の2類相当から季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行することとなりました。また、3月13日からは、マス

ク着用が個人の判断に委ねられることとなりました。

コロナ禍において、人々の日常は大きく変わってしまいましたが、3年前の日常が戻ってくることを、また、人々に笑顔があふれることを願い、空白の3年間を早く取り戻すため、村政運営に全力を傾注する所存でありますので、議員各位をはじめ村民皆様のご協力をお願いするところであります。

さて、本定例会での提案案件は、条例の制定1件、条例の一部改正11件、一部事務組合の規約変更2件、一般会計及び特別会計の補正予算案6件、一般会計及び特別会計の当初予算案6件、工事請負契約の変更2件、村道路線の廃止認定2件、その他3件を合わせて31件であります。

いずれの案件も慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。本定例会の招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

#### 開会・開議

午前9時06分開会・開議

議長（角田文雄君） ただいまの出席議員数は10名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回川場村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（角田文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において7番星野孝之君、8番黒田まり子君を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

議長（角田文雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの8日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角田文雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月14日までの8日間に決定いたしました。

#### 日程第3 諸般の報告

議長（角田文雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る2月14日、群馬県町村議会議長会の定期総会が群馬県市町村会館において開催されました。

定期総会では、全国町村議会議長会の町村議会表彰、自治功労者賞表彰の報告並びに群馬県町村議会議長会表彰及び群馬県知事感謝状の贈呈報告が行われました。

本村議会からは、不肖私が、全国町村議会議長会の自治功労者表彰において特別表彰をされました。また、群馬県町村議会議長会の一般表彰において、津久井俊雄議員が議会議員10年以上在職者で表彰されました。群馬県知事より、市町村自治功労者として、議会議員15年以上在職者として、黒田まり子議員に感謝状が贈呈されました。その他の表彰等を受けられた方は、お手元にお配りしてございますので、ご覧ください。

去る3月1日付で、川場村監査委員から議長宛てに、定期監査の結果報告の提出がありました。報告書の写しはお手元に配付したとおりでありますので、ご承知願います。

また、産業振興常任委員会から、閉会中の継続調査の申出があり、各委員より派遣成果報告書が提出されましたので、その写しをお手元に配付いたします。

これで諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 一般質問

議長（角田文雄君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

1番津久井俊雄君。

〔1番 津久井俊雄君発言〕

1番（津久井俊雄君） おはようございます。通告により、2点について質問をさせていただきます。

初めに、川場牧場、桐ノ木平リンゴ団地、湯原・黒岩の開墾などは、高度成長期に活用が期待された山岳農地でありました。しかし、長年の努力にもかかわらず、高齢化、福島原発、農業後継者離れで組織が弱体化して、全くの経営難と化し、各組合からの要望で、外部資本の標的と乱開発をされぬよう村当局は買い取ってくれました。また、合併による農協跡地は、村の中心に存在することから村当局が将来を見据え買収しました。今後、牧場など山岳農地をどのように活用してまいりたいか、また村の中心である農協跡地はどのように地域振興に役立ててまいりたいか、お伺いいたします。

議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） 津久井俊雄議員の一般質問にお答えを申し上げます。

ご質問にございますように、本村では、森林環境や国土保全、景観形成の促進、あるいは無秩序な乱開発の防止を目的として、さらには資産として有効に活用していくため、まとまった土地を取得するという事業を行っております。

ご質問の中で例示いただきました川場牧場の跡地につきましては、無作為に放置することなく、自

然環境を保全していくという観点から、村が取得をし、現在は村営の川場牧場として管理を行っております。

敷地のエリアの中でも山林の部分につきましては、今後も山林として整備をしておりますが、放牧地部分につきましては、福島第一原発事故以来放射線量低減に長期間を要し、牧草地としての再生が望めないという現状がございます。取得をいたしました広大な土地の有効な活用方法を検討する中で、敷地のうちの5ヘクタールについては、自然エネルギーを生み出す施設整備の一環として太陽光発電施設を整備することとなっております。

次に、津久井議員も組合員であったわけですが、川場村果樹栽培組合から譲り受けました土地につきましては、水源地の保全という観点から、森林に再生していくのが最善であるという考えのもと、検討を行っていたところ、大手ゼネコンの清水建設株式会社より、環境保全分野における社会貢献活動の一環として、また社員の啓蒙活動の一環として、土地を借り受け、植林及び育林活動を行ってきたいとの申入れをいただきまして、敷地の一部3万7,000平米について、賃貸借契約を締結し、昨年10月31日に同社社員等約50名が参加をして、第1回目の植林作業を行ったところでございます。

また、黒岩地区に取得をいたしました山林につきましては、かつてゴルフ場開発の話が持ち上がった際に、一部県外企業等に所有権が移っていたところを森林として保全をしていくため、村が取得したものでございます。

その後の活用といたしましては、主に杉の立木が伐期を迎えていることから、木材の有効活用手段として、伐採した木材を役場庁舎の建築材として活用しております。また、伐採後には、林業成長産業化モデル事業を活用し、初期成長の早い苗木を植林したり、獣害対策の措置を試験的に行い、検証しているところでございます。

森林管理として、適正な時期に伐採して木材を有効活用し、その後には適正に植林をしていくことで、長期的な森林保全や国土保全につながるのと同時に、森林が持つ役割の1つであります二酸化炭素の吸収効果を促すことにつながっていきます。

農協の跡地利用につきましては、平成26年に取得以来、村の中心地に位置することから、いかにして有効に活用できるかを慎重に検討してきたところであります。

その1つの活用方法といたしましては、住宅用地として分譲していくことを検討しているところでございます。

川場村土地開発公社の事業として行いました「かわばニュータウン」分譲事業では、一般住宅用地も完売し、人口の増加につながっております。

農協跡地につきましても、村の中心地にあり、小中一貫校への移行が予定をされている学校にも近いなど、村の中では住環境に恵まれた場所であることから、住宅用地として需要が十分見込まれることと考えられます。村民の要望に応え、人口の増加につながる活用方法として、引き続き検討してい

きたいと考えております。

いずれの場合におきましても、村にとりましては限られた貴重な財産でございますので、村民の幸福につながるような、あるいは川場村の未来につながるような財産の活用を考えております。

議員各位におかれましても、今後の村の取組について特段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、津久井議員の一般質問の答弁といたします。

議長（角田文雄君） 津久井議員。

〔1番 津久井俊雄君発言〕

1番（津久井俊雄君） 心配しておりましたそうした川場の資源を未来ある有効活用に役立てていく構想を、我々の任期の最後にお聞きしまして、本当に今感謝しております。今後とも、村民といる協議を重ねながら、村長の実力をどんどん進めていってまいりたいと思います。

黒岩の開墾、桐ノ木平団地、川場牧場組合員の皆様たちは、親たちの苦勞を見ていたので、代金を仏壇に供えたり、老いた親に渡したりして、桐ノ木平組合長だった私自身も、肩の荷が下りた思いでございました。これら山岳農地が将来に向かって少しずつ、武尊山の南面開発、そして村の財源確保、あるいは今問題になっている温暖化の対策の一助につながるような活用がなされるようますます期待しております。

1について、質問を終わりたいと思います。

続きまして、コンビニ誘致についてお伺いいたします。

村内では、高齢者が増え免許証を返納、人を頼らなければ日用品を買うことができない、沼田に行かなければ用は足りず、子供や若い者も不便で、1日も早くコンビニが欲しいと言われております。村長ご自身、場所、オーナーさんを探しておられることを私も耳にしております。現在の状況を分かる範囲内で教えてください。

議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） 津久井俊雄議員の一般質問にお答えを申し上げます。

川場村内のコンビニエンスストアは、令和元年から営業する店舗がなくなり、早5年を経過しようとしております。

村民の皆様よりも早くコンビニを誘致し、買物弱者の支援や村民の利便を図るため早期の誘致を要望されております。

村としても、一刻も早い誘致をしたいと努力を行っております。村有地の提供や候補地として数か所を管理事業者にお示しをして、出店を促してまいっております。

しかし、企業側の出店基準や採算ベースの問題もあり、実現に至っていないのが現状でありました。

ここに来まして、昨年秋口より出店希望企業より、立岩地内に有力候補地を見つけたので、地権者とも交渉し了承を得たので、出店手続きを行いたいとの連絡を受けております。



候補地は農振農用地に指定されているため、これから正式に手続に入りたいとのことでありましたが、つい先日3月1日付で、農用地区域からの除外申請を受け付けたところであります。

村としても、一刻も早く開業できるよう、側面から支援を行いたいと考えております。

このような状況にありますので、今後も引き続き、議員各位のご協力とご支援をお願い申し上げまして、津久井俊雄議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

議長（角田文雄君） 津久井議員。

〔1番 津久井俊雄君発言〕

1番（津久井俊雄君） ありがとうございます。

候補者がにわかに出てきたというお話でございますので、私をはじめ村民の皆さんは、この議会で大分知れ渡ると思いますが、非常に喜んで期待していこうと思っておりますので、引き続き推進方をお願い申し上げたいと思います。

スキー場、世田谷村、田園プラザは、村の発展に欠かせない有力な法人であります。中でも、スキー場は、リフト券販売、案内、あるいは夜間のお客さんへの販売が可能であり、シーズンオフの雇用活用も期待できると思えました。そのようなものですから、私も、スキー場あたりが経営していただければいいなと思っておりましたけれども、今日、ただいまの村長の答弁で、有力候補が出てきたということでございますので、ぜひ、村長、村当局によって推進していただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（角田文雄君） 以上で、1番津久井俊雄君の質問は終わりました。

次に、8番黒田まり子さん。

〔8番 黒田まり子君発言〕

8番（黒田まり子君） それでは、通告に従い、質問させていただきます。

外山村長は、全村民幸福の村を目指し、2期8年歩んでこられました。特に、2期目では、「安心して産み、育て、働ける」環境整備を進めるとして新たなビジョンを掲げ、川場村新拠点構想、川場村ふるさと人材育成構想、林業成長産業発信・推進、子育て環境整備、高齢者生きがい対策の充実、世界へ向けて開かれた農山村を目指して、さらに力強く進んでこられました。

村長は3期目へ挑戦を明らかにされていらっしゃると思いますので、改めて、外山村政の2期8年を総括しつつ、3期目へ挑戦する重要課題と具体的な戦略、その展望をお伺いしたいと思います。

質問は、4項になります。

1つ目、2期8年の総括とその成果と課題についてどのようにお考えでしょうか。

2つ目、新たな4年間に向けた村長の展望と重要課題はどのようなものでしょうか。

3つ目、その重要課題解決のための具体的な戦略をお聞かせください。

そして4つ目、令和5年度予算編成に当たり掲げた基本方針はどのようなものでしょうか。

よろしく申し上げます。

議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） 黒田まり子議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私は、平成27年4月の統一地方選挙において、村民皆様の全面的なご支援により、無投票当選をさせていただき、村長に就任をいたしました。2期目は、平成31年4月の統一選でありましたが、これも無投票にて当選をさせていただきました。既に8年近く村長として職務を遂行させていただいております。

選挙公約は、1期、2期とも「安心して産み、育て、働ける環境整備を進め、『全村民幸福』の村を目指す」といたしました。現在、全力で政策の推進を図っているところでございます。

1期目就任時には、総合計画の改定時期と重なりましたので、選挙公約を総合計画へ反映させていただきました。

村長就任時から1年をかけて、平成28年3月に第4次総合計画「自主自立の継続するために」を10年計画として策定いたしました。第3次計画から継承する「田園理想郷」のより一層の発展を実現する計画といたしました。

田園理想郷とは、川場村をユートピアとするもので、どこにもない理想的な村をつくることを目標に掲げております。令和6年度が目標年次となりますので、最終盤に入ってまいりました。

また、平成30年2月に開催された川場国際自然文化サミットにて、私が基調講演を行っております。演題を「川場村の30年ビジョン」と題し、講演をいたしました。村民の皆様に分かりやすく将来ビジョンを発表したものであります。これらは、第4総合計画を基に発表したものであります。

その主要な内容は、第1番目は、地方創生事業であります。

川場村新拠点構想を計画し、推進するものであります。役場を中心とする公共施設、村の学習館、エネルギーセンターなどを一体的に整備し、100年先を目指して村の中心地をつくるものであります。

これは、現在進めている役場新庁舎、交流ホール、村の学習館、エネルギーセンターなどであります。本年秋には完成させ稼働を実現したいと考えております。

第2番目は、ふるさと人材（グローバル人材）育成構想の推進であります。

一体型小中一貫校への移行を目指すものとしております。令和3年3月議会にて、「川場村小中一貫校構想の策定について」として議案提案をし、議会には全会一致で議決をいただきました。6・3制の教育制度を70年ぶりに改定する大改革を目指すものであります。詳しくは、この後の星野議員の一般質問で、教育長が詳細な答弁をいたしますので略しますが、令和7年4月に新校の開校を目指します。

第3番目は、林業を成長化産業として育成するものであります。

林業資源高度活用、木材コンビナート事業、木質バイオマス利用、森林サービス産業推進などであ

ります。

これらは計画された施設整備が終了し、実用段階に入ってまいりました。長年衰退していた林業産業を復活させ、戦後植林し伐期を迎える木材の有効活用を図るものであります。これらの事業実施により、林地の環境保全を図り、災害の防止や獣害対策としても効果を上げたいと思っております。

このほか、工場誘致などによる雇用の場の確保、新住宅団地の整備、子育てのための各種施策の実施、福祉政策の充実などにより、全村民幸福の村を目指しております。

いまだ理想の村を実現できたとは思っておりません。

この4月の統一選では3期目を目指し立候補いたします。

今ご説明を申し上げましたように、70年ぶりの教育制度の大改革、100年先を見据えた新拠点構想の推進などは、施設ができたからといって完成するものではありません。魂を入れ、心の通ったものとしなければなりません。

3期目当選の暁には、これらを実現するため誠心誠意努力を重ね、村民の幸福、川場村の発展を目指したいと考えております。

令和5年度予算編成の基本方針についてであります。令和4年6月7日に閣議決定をされた経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太方針において、世界を一変させた新型コロナウイルス感染症、国際秩序の根幹を揺るがすロシアのウクライナ侵攻、気候変動問題など、我が国を取り巻く環境に地殻変動というべき構造改革が生じているとともに、国内においては、輸入資源価格の高騰、人口減少、少子高齢化、災害の頻発化・激甚化など、国内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せているとしております。

こうした状況の下、まずは緊急対策を講じることにより、経済の腰折れを防ぎ、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとして、多様な働き方の推進など、人への投資、脱炭素に向けたグリーントランスフォーメーション(GX)への投資、行政のデジタル化推進など、デジタルトランスフォーメーション(DX)への投資などに取り組むことにより、成長と分配の好循環を早期に実現するとしております。

以上を踏まえ、国の施策の動向を注視し、適切に対応していく必要があると考えております。

地方財政では、国から自治体に配分する出口ベースの地方交付税は18兆1,931億円で、前年度と比べ1,393億円の増額であります。地方自治体にとっては依然として厳しい財政状況となっております。

本村の財政状況は、令和3年度決算において、実質収支額から前年度繰越金を除いた単年度収支は1,812万円、実質単年度収支は1,814万円とともに黒字となっております。決して楽観視できるものではなく、令和2年度から令和5年度にかけて拠点整備事業に約40億円が投入されております。このように、本村の財政状況は、これまでに経験したことのない極めて厳しい状況に直面していることから、事業の緊急度や優先度を見極め、全ての歳出経費をゼロベースから見直すという必

要がありました。

令和5年度予算編成では、財政規律を遵守した健全財政を基本とし、全ての事業において、現状を評価し、村民にとって真に必要なサービスが提供できているか、成果が得られているか等、成果重視の視点から見直し、予算を編成いたしました。

令和5年度一般会計当初予算は、対前年度比16%増の42億2,955万5,000円として、本定例会に提案しているところであります。

役場新庁舎建設事業に国の進める二酸化炭素抑制対策事業を取り入れ、また、子育て応援事業など国の少子化対策にも取り組んでおります。役場庁舎関係事業において約10億円、小中一貫校整備事業に約4億円を計上し、予算の約35%が普通建設事業費に充てられております。経済状況を鑑み、議員報酬及び消防団員の報酬を増額し、出産に伴う子育て支援金や出産・子育て応援交付金、さらには高校生世代の医療費の無料化など、ソフト事業の充実にも取り組んだところであります。

今後も引き続き、議員各位のご協力とご支援をお願い申し上げまして、黒田まり子議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

8番（黒田まり子君） 力強い歩みがこれからも続くものだと大変期待しております。

今のご答弁の中で100年先を目指す村づくり、そして小中一貫校にあたっては70年ぶりの教育改革ということで、それもできあがったところで終わりではなくて、そこに魂を入れて心の通ったものにするという村長のお話、とても希望を抱けそうなふうに感じました。

1つ再質問で伺いたいのですが、村長おっしゃるとおり大変難しい世界情勢であって、経済的にも日本が大変なことになっております。経済的な部分で、多様性のある働き方とかそれからデジタル化などが出てきますが、この辺は今の厳しい財政を支えていくところでとても大切なところだと思うんですけども、多様性のある働き方、それとDXに関してもう一度もう少し詳細な説明をいただけますでしょうか。

議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） 質問にお答え申し上げます。

デジタル化等、また多様性でございますけれども、これは今、国、県が指導して行っているところでありまして、川場におきましてもそういったところは進めていかなければならないということでありまして、そういった中で、新しい庁舎がこの秋には完成をし、移行する予定であります。できるだけそういう観点から、沿った村民に対しても提供できるようにしていきたいというものでありまして、それについては経費もかかることではあります。まずは職員等にそういったところの研修も進めていかなければならないと思っております。なかなかすぐにはできることではございませんが、時間をかけ

て川場村としてもそういった方向に進めてまいりたいと思っているところであります。

以上です。

議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔 8 番 黒田まり子君発言 〕

8 番（黒田まり子君） ありがとうございます。

もう一つ伺いたいんですけれども、今年の当初予算 40 億円越えるということで、それにつけても健全財政でいくということですが、この大きな予算を組んだところで、新庁舎に関しても小中一貫校にしても大変村民の中には期待している声大きいのですが、それと同時に不安を抱えて、どうなっていくだろうと心配している村民の方も多いと思います。当面は村の財政の情報公開というのがとても大きくなると思います。より村民の皆さんにどのような考えでお金を使って、どういうものを造っていきたいんだということを、普段は当初予算なんかは広報に出るんですけれども、広報とは別に川場村の財政はこういうふうになっていくんだよ、こういうふうな計画で進めていくんだよということを詳しく書いたような冊子を作って村民に向けて情報公開していく、情報を共有していくということで、なお村長と一緒に歩いていくという気持ちになれるのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（角田文雄君） 村長。

〔 村長 外山京太郎君発言 〕

村長（外山京太郎君） お答え申し上げます。

財政の状況は非常に厳しいというのは事実でございます、その中で明治、昭和、そして平成の合併時に、川場村は合併をせずに村を残そうという中で、利根沼田についても 9 か町村あったのが現在 5 町村ということになったところでありますが、やはりあのときも、いろいろな議論はなされている中で、先人の方、また村を指導・牽引する方は、村を残そう、合併をしないという適正な選択をしていただいて、今日の川場があると思っております。

そういう中で、この 3, 200 の川場村が、やはり 100 年先も川場村として残るように、ここは、役場庁舎を中心として、しっかりしたものをつくり、それを子や孫に継承していく必要があるということでもあります。財政規模、人口規模からすると、ちょっとかけ過ぎだというようなお話がありますが、これは、地方創生の原点は川場にありということで、しっかりとしたものをやはりつくって、まずは村民に見ていただき使っていただき、それが、日本における地方創生の基だと思っておりますので、これは無駄な投資ではないと考えております。

そういう中で、今後、役場庁舎の新拠点構想、続いて小中一貫校の建設をしなければならないということでありまして、ここ四、五年が一番財政の支出が多くなるということでもありますので、引き続き気を引き締めて、また大きな税収が上がるように、今ふるさと納税、また企業版ふるさと納税等々すばらしい制度もあることでもありますので、村長が先頭になって、しっかりとそういったところの働

きかけをしまいいりたいということでもあります。

また、公開につきましては、まだ今のところ全て公開をすることにはまだ至っていないところでありますので、今後議論を重ねて、お示しできるところは村民と共有する必要がありますので、前向きに検討をしまいいりたいと思っております。

以上です。

議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔 8 番 黒田まり子君発言 〕

8 番（黒田まり子君） ありがとうございます。村民とともに一緒に村をつくっていくところでは本当に情報公開というのが大変大きいと思います。村民と一緒に同じような気持ちになって目指していくためには、より一層の情報公開をお願いしたいと思います。いずれにしても、総合計画がもうすぐ達成していく、第 4 次総合計画はもう完成して、そこに向けてまた 100 先の村を目指して進んでいくという村長のこれからのより一層力強い歩みにご期待申し上げて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

議長（角田文雄君） 以上で、8 番黒田まり子さんの質問は終わりました。

次に、7 番星野孝之君。

〔 7 番 星野孝之君発言 〕

7 番（星野孝之君） 7 番星野孝之君です。通告に従い、小中一貫校いわゆる義務教育学校について、教育長に質問させていただきます。

3 月 6 日の上毛新聞に、地域とともにある学校をテーマに、川場村文化会館で、学校と地域の融合教育研究会の宮崎稔会長をお招きして講演会の記事が掲載されています。宮崎会長は、学校を地域に向けて開くことで、学校生活充実や住民の生きがい創出につながる、学校を核とした地域づくり、コミュニティスクールではなくスクールコミュニティという考え方、村民の幸福感の高さで有名になることを目指し、他の先行事例を参考に、独自の川場モデルをという言葉をいただいています。

これはやはり、村の未来を展望する絶好の機会です。開校までの残りの 2 年は準備期間ではなく、もう始まっていると考えています。あらゆる場面で義務教育学校についての研究や議論を進めていると推察しますが、村民だけでなく世界からも心に刺さる求心力があり夢のある学校をつくっていただきたいと考えています。

昨年の 9 月定例会で、私は以下の質問をしました。未来の村づくりにおける一貫校の役割について、一貫校の教育理念について、特色ある学校づくりについて、一貫校の教育課程について、生徒数増加に向けての取組について、求められる教職員像について、これを踏まえて、ハード、ソフト両面からの現在の進捗状況をお聞かせください。よろしくお願いたします。

議長（角田文雄君） 教育長。

〔 教育長 宮内伸明君発言 〕

教育長（宮内伸明君） 星野議員の一般質問にお答え申し上げます。

小中一貫校開校に向けたソフト、ハード面からの進捗状況についてであります。令和3年3月の議会で議決いただきました「川場村小中一貫校基本構想」に沿って、現在準備を進めているところでございます。

まず、ソフト面につきましては、今年度は、本村が目指す教育の方向性や教育理念等について研修を深めてまいりました。具体的には、先進的な取組をしている長野県大町市立美麻小中学校を、教育委員や小中学校職員、学校運営協議会委員、社会教育委員、地域学校協働活動推進委員など、延べ23人が、計4回、視察を行うとともに、現地の学校地域協働コーディネーターを講師として本村にお招きし、講演会を開催いたしました。

また、昨年9月に小中一貫校開校準備委員会を立ち上げ、会議を開催する中で、目指す教育の方向性や教育理念、校名や制服等の在り方、新校舎の使い方などについて幅広く議論をしていただきました。特に、新たな学校の校名につきましては、公募をいただいた中から、候補として6点を選び、教育委員会を経て、2月21日に開催された川場村総合教育会議において、候補の中から、知名度の高さや親しみやすさ、言いやすさなどの理由により、漢字表記の「川場学園」という名前を選定していただき、それを盛り込んだ設置条例を本議会に上程させていただいているところでございます。

このほか、小中合同運動会や小学校における保護者説明会等を実施し、法令上は義務教育学校となりますが、小中一貫校への理解を深めていただきました。

なお、先進校の取組などを基に作成し、検討してまいりました本村が目指す教育の方向性や教育理念等につきましては、群馬県がこの4月より新たに進める予定である「非認知能力を育成するための実践研究」と極めて近いことから、本村の小学校と中学校がそのモデル校として、群馬県教育委員会より指定を受けることになり、研究推進のための教員を1人特別に配置していただけることが、既に確定しております。

この指定を絶好のチャンスと考え、県教育委員会の指導をいただきながら、本村で目指す教育についての研修を一層深めるとともに、この4月より、事務局内に開校準備室を開設し、授業の進め方や各種行事等の持ち方など教育課程の編成や、教職員組織の在り方などの研究を進めたり、また、保護者や地域の方々への広報にも努めたりしていきたいと考えております。あわせて、制服の検討や、新しい学校の校歌・校章の策定などにも順次取り組み、令和7年4月の開校に向けて万全な態勢で準備を進めていきたいと考えているところでございます。

一方、ハード面につきましては、校舎建築工事設計業務委託について、昨年の7月13日に契約を結び、校舎の増築及び改修に向けて準備を進めているところでございます。特に建築用資材や物価が高騰している中で、校舎としての機能を維持しながら、どのように建築費を抑えていくか慎重に検討を重ねてまいりました結果、現時点での総事業費は、約10億2,000万円を見込んでおります。

また、小中学校の管理職も含めた打合せを行い、工事中の児童の安全や学校行事等の持ち方等につ

いて、十分に配慮した工事のスケジュールや作業エリアとなるよう協議し、現在建築確認を申請しているところであります。

スケジュールとしては、令和5年12月に着工し、令和6年12月の完成を予定しております。また工事期間中は、校舎の一部が使用できなくなるなど、子供の活動できる範囲が狭まってしまいう期間ができてしまいますが、子供の安全を第一とした工事施工となるよう計画してまいります。

以上、令和7年4月に開校予定の義務教育学校の進捗状況等につきまして申し述べましたが、議員各位の深いご理解と力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。星野議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（角田文雄君） 星野議員。

〔7番 星野孝之君発言〕

7番（星野孝之君君） 教育長、答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。先ほどお話が出たと思うんですけども、群馬県の令和5年度予算の教育分野で、大きくこの2つの予算が入ってきました。

国際バカロレア導入へ研究開始、この国際バカロレアというのは、全世界の大学に、バカロレアという資格を取ると、どこにでも入れるという資格なんですけれども、これはどういうことかという、世界に通用する世界平和を考える子供たちを教育しようという考え方で、全人教育に群馬県がシフトしてきているということになります。

あともう一つの大きな流れというのが先ほど教育長がお話しになった、非認知能力の研究のモデル校に指定へというのがもう入っておりまして、先ほどお話だと川場の小中学校が認定校になるというお話だったと思うんですけども、この非認知能力というのは、認知能力というのがIQですとかテストの点数で測れる能力、非認知能力というのは物事に対する考え方であったりとか、取り組む姿勢、行動など日常生活、社会活動において重要な影響を及ぼす能力とあります。川場学園も上程されておりますけれども、川場学園は非認知能力を教育課程の中心に置いていくという意気込みでよろしいのでしょうか。よろしくをお願いします。

議長（角田文雄君） 教育長。

〔教育長 宮内伸明君発言〕

教育長（宮内伸明君） 新しく開校する川場学園の中心が、非認知能力を育成するということではないのかどうかというご質問でございますが、まず非認知能力というのはどういうものかということのを改めて説明させていただきますと、意欲や協調性、粘り強さ、忍耐力、計画性、自制心、創造性、あるいはコミュニケーション能力など、先ほど議員のほうからお話がありましたように、点数で測ることが難しい多様な能力を含むものでありまして、生きていくために必要な能力であると言われております。そのために、学力などのテストで測れるものを認知能力といいます。その対照的に用いられている言葉であると理解しております。また非認知能力が高い人は何かをやり抜く粘り強さや、自分



の感情をコントロールする力、計画を立てて実行する力があり、学ぶ土台がしっかりとできているために、状況変化にも対応でき生き抜く力が強いとも言われております。

なおこの非認知能力あるいは認知能力ということにつきましては、決して新しいものではなく、非認知能力を育成する教育については、子供自身の疑問や発想を生かし、その課題を体験的な活動を通して解決することなどから経験主義と呼ばれ、一方各教科の系統性を重んじて知識や技能を積み上げることを大切にする教育は系統主義と呼ばれてまいりました。

日本の教育は、近代教育が確立された明治時代以降、その時々々の社会情勢の影響を受けて、この経験主義と系統主義の間を揺れ動きながら変化してきたという経緯があるとも言われております。

今まさに、急速に変化する時代の中で、この非認知能力の育成が改めて重視をされ始めており、例えば、平成29年に出された新しい学習指導要領においても、これらの時代を生きる子供たちに必要な力の1つとして、非認知能力に該当する学びに向かう力や人間性等の言葉が改めて掲げられました。

ただ、多くの学校では非認知能力を育てる体験的な学びが必要であることを十分、これまでも十分承知しているところでありますが、それを実現するために具体的にどうしたらいいのか、また評価できないわけですが、ではどうやって身につけているかどうかを見取っていくのかということについて戸惑っている状況で、どうしたらいいのか模索をしているというのが現状ではないかと思えます。

そこで、本村としては、このモデル校となったことを、先ほど申し上げましたように、絶好の機会としまして、学校挙げて非認知能力の意義や重要性について、改めて研修を深めるとともに、その育成方法や評価方法などについて、各方面からのご指導、ご支援をいただきながら、具体的な実践を通して明らかにしていきたいと。やがて、学力も高く、認知能力も高く、非認知能力も高い義務教育学校ということを目指して、進んでいけたらというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（角田文雄君） 星野議員。

〔7番 星野孝之君発言〕

7番（星野孝之君君） 教育長、ありがとうございました。

そんな学校ができれば、ぜひ川場で、移住してでも学んでみたいという家庭が生まれるかもしれません。今の子供たちが大人になったときに、60%は今ない仕事生まれるという、全く新しい仕事に就かなければならないという時代を迎えたり、子供たちが大人になったときに、100歳までの人が半分以上になるという時代を迎える中で、この川場学園はその時代に先駆けて、新しい学校として価値のあるものにつくっていきたいと思えますので、これはやっぱり教育分野の人たちだけでなく、全村民が関わって、目指すべき地域像も踏まえて考えて一緒に行動しなければならないと思えますので、みんなでやっていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上です。質問を終わります。

議長（角田文雄君） 以上で7番星野孝之君の質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します、10時10分まで。

午前 9時58分休憩

午前10時10分再開

議長（角田文雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第1号 川場村立義務教育学校設置条例について

議長（角田文雄君） 日程第5、議案第1号 川場村立義務教育学校設置条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第1号 川場村立義務教育学校設置条例について、提案説明を申し上げます。

令和3年3月策定の川場村小中一貫校基本構想に基づき、令和7年4月に義務教育学校として「川場村立川学園」を設置するため、条例を制定するものであります。

慎重審議の上、議案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第1号 川場村立義務教育学校設置条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（角田文雄君） 日程第6、議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、選挙管理委員会補充員を非常勤特別職に加え、日額4,000円とし、また、消防団団員の報酬及び出勤手当を全国標準額に合わせるのと同時に、各階級の報酬を見直すものであります。

なお、今回の条例改正案につきましては、去る2月17日に開催された特別職報酬等審議会に諮問し、了承が得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（角田文雄君） 日程第7、議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、議員報酬をそれぞれ3万円増額し、議長26万円に、副議長20

万円に、常任委員長及び運営委員長18万6,000円に、議員を18万円に見直すものであります。

なお、今回の条例改正案につきましては、去る2月17日に開催された特別職報酬等審議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 川場村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（角田文雄君） 日程第8、議案第4号 川場村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第4号 川場村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

フレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化に関して、人事院規則が改正され、育児休業に係るフレックスタイムの始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合は、午前7時から午後10時までの間での勤務時間を午前5時から午後10時までの間に改め、あわせて字句の整理をするものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第4号 川場村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 川場村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（角田文雄君） 日程第9、議案第5号 川場村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第5号 川場村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

フレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化に対して、人事院規則が改正されたことから、関係する条例の一部を改正するものであります。条例中、休憩時間について、職務の特殊性または当該公署の特殊の必要がある場合に限っていたものに、新たに、（2）職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、または能率を甚だしく阻害するとき、（3）職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるときを追加するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第5号 川場村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につい

ての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（角田文雄君） 日程第10、議案第6号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第6号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

令和5年度より定年延長が実施されることに伴う一部改正であり、60歳を超えて在職する職員の昇給等について、新たに規定するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第6号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（角田文雄君） 日程第11、議案第7号 川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） だいま議題となっております議案第7号 川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

会計年度任用職員に係る給料表については、改正前は1級のみでありましたが、職務に対応した給料表とするため、2級を追加するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第7号 川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（角田文雄君） 日程第12、議案第8号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） だいま議題となっております議案第8号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

今回の条例改正につきまして、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたことに伴い、関連する川場村国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

主な改定点にありますが、後期高齢者支援分の課税限度額が20万円から22万円に改定されました。

また、所得の判定基準が見直され、所得が少ない世帯に対する軽減対象が拡大されるよう改正され

るものであります。

なお、本案につきましては、去る2月28日開催されました川場村国民健康保険運営協議会に諮問し、承認をいただいておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第8号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 川場村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（角田文雄君） 日程第13、議案第9号 川場村国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第9号 川場村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金の額は、令和4度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、健康保険法施行令の一部改正による出産育児一時金の支給額を40万8,000円から48万8,000円に引き上げ、さらに、産科医療補償制度掛金1万2,000円を加え、出産育児一時金の支給総額を50万円に増額するため、川場村国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕



議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第9号 川場村国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号 川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（角田文雄君） 日程第14、議案第10号 川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第10号 川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

子ども医療費の対象拡大の実施に伴い、中学生までの医療費無料化の対象範囲を、18歳に達する日以降の最初の3月31日までに延長し、この施策に伴い、川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正するため提案するものであります。適用は、令和5年4月1日となります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第10号 川場村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 11 号 川場村子育て支援金支給条例の一部を改正する条例について

議長（角田文雄君） 日程第 15、議案第 11 号 川場村子育て支援金支給条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第 11 号 川場村子育て支援金支給条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

川場村では、子育て支援対策として、出生に伴い支援金の支給を行っております。現在国においても異次元の少子化対策とした施策が進行中であります。本村の出生されるお子さんが、例年 15 名程度と減少しており、子育て支援といたしまして、より一層充実したものとするため、第一子及び第四子を出産する家庭への子育て支援を手厚くすることから、川場村子育て支援金支給条例の一部を改正するため提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 11 号 川場村子育て支援金支給条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 12 号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長（角田文雄君） 日程第 16、議案第 12 号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第 12 号 川場村小口資金融資促進条

例の一部を改正する条例につきまして、提案説明を申し上げます。

小口資金を含む県制度融資に係る返済負担軽減の特定措置につきまして、令和5年3月末で廃止となる予定であります。廃止後も売上減少等の要件を満たす場合の借換制度を継続して実施していくために改正するものであります。

制度趣旨をご理解いただき、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第12号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号 令和4年度川場村一般会計補正予算（第6号）について

議長（角田文雄君） 日程第17、議案第13号 令和4年度川場村一般会計補正予算（第6号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第13号 令和4年度川場村一般会計補正予算（第6号）について提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億1,526万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ40億6,772万9,000円とするものであります。

歳入は、村税1,670万円、地方譲与税547万7,000円、法人事業税交付金340万円、地方消費税交付金500万円、環境性能割交付金50万円、分担金及び負担金8万円、使用料及び手数料94万円、県支出金42万3,000円、財産収入572万3,000円、寄附金2,420万円、自動車取得税交付金1,000円を追加し、国庫支出金1億1,488万2,000円、繰入金

9,101万円、諸収入701万2,000円、村債6,480万円を減額計上いたしました。

次に歳出ですが、歳出全般において、職員給与及び職員手当など不用になった予算の更正減を行いました。また、事業費の確定に伴う減額も行っております。

主なものとしては、第2款総務費は、1億5,944万1,000円を減額計上いたしました。財産管理費の基金積立金3,512万3,000円を追加、新拠点構想推進費の工事請負費を1億5,504万5,000円減額であります。

第3款民生費は、963万5,000円を減額計上いたしました。国民健康保険事業特別会計繰出金は、208万3,000円の増額、後期高齢者医療特別会計及び介護保険事業特別会計繰出金は、1,218万9,000円の減額であります。

第4款衛生費は、2,440万9,000円を減額計上いたしました。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費で、2,065万円が減額されております。

第6款農林水産業費は、978万6,000円減額計上いたしました。林業振興費の森林整備・竹林整備委託料の減額であります。

第7款商工費は、393万5,000円を減額計上いたしました。観光費の川場祭り開催経費の減額であります。

第8款土木費は、686万3,000円を増額計上いたしました。除雪作業委託料800万円の追加であります。

第9款消防費は、237万8,000円を減額計上いたしました。訓練旅費等の減額、広域消防負担金は増額であります。

第10款教育費は、1,225万7,000円を減額計上いたしました。小中一貫校新築工事設計業務委託料、イングリッシュキャンプ補助金、パソコンリース料を減額し、小学校地下タンク吸引管更新工事を追加計上いたしました。

以上、概要を説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明いたします。

議長（角田文雄君） ここで担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

総務課長（角田圭一君） それでは、令和4年度川場村一般会計補正予算（第6号）の細部説明をいたします。

令和4年度川場村一般会計補正予算（第6号）では、歳入歳出それぞれ2億1,526万円を減額し、歳入歳出それぞれ40億6,772万9,000円とするものであります。

第2条といたしまして、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正によるということで、6ページをご覧ください。

6ページ、第2表繰越明許費、2款総務費1項総務管理費、役場新庁舎建設事業6億5,651万円。これは資材の調達に時間がかかったり、工事量が増加したために、変更契約するものでございます。

6款農林水産業費2項林業費、県単林道改良事業林道太郎線改良工事1,000万円、林道太郎線改良事業測量・設計・積算業務委託料232万1,000円。これにつきましては、気温が低い日が多く、コンクリート打設するのに適切な日がなかったということから、工期を延長するものでございます。

7ページをご覧ください。

第3表地方債補正、1変更、公共施設等適正管理推進事業債。これは主に役場庁舎工事に関わるものでございまして、補正前の限度額5億9,760万円、補正後の限度額5億8,060万円、1,700万円の減額となっております。

続きまして、一般事業債、これも役場庁舎建設工事に係るもので、補正前の限度額2億3,890万円、補正後の限度額2億5,360万円、これは1,470万円増額となっております。

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、これは役場庁舎のエネルギー関連、ボイラー及び太陽光発電に係るものでございまして、補正前の限度額7,830万円、補正後の限度額1,880万円、5,950万円減額となっております。

緊急自然災害防止対策事業債、これは県が行う治山工事の負担金でありまして、県が行う治山工事の10分の1を村が負担金として持つものでございます。補正前の額限度額300万円、補正後の限度額ゼロ円ということで300万円減額が更正減となっております。これにつきましては県の治山工事が行われなかったことによるものでございます。

続いて8ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になり、歳入、補正前の額42億8,298万9,000円、補正額、各款の補正額はご覧のとおりで、補正額の合計は2億1,526万円の更正減で、歳入合計を40億6,772万9,000円とするものです。

9ページは歳出となります。

補正前の額42億8,298万9,000円、補正額は、各款の補正額はご覧のとおりで、補正額合計は2億1,526万円の更正減で、歳出合計を40億6,772万9,000円とするものです。

補正予算額の財源内訳といたしまして、国県支出金1億1,445万9,000円の更正減、地方債6,480万円の更正減、その他1,454万7,000円、一般財源5,054万8,000円の更正減となります。

続いて、10ページをご覧ください。

歳入になります。

まず、補正予算（第6号）では、費用実施に伴い確定した予算額の調整を行ったものが主なものとなります。

その中で、1款2項1目固定資産税1,804万6,000円増額となっておりますが、その理由といたしますと、コロナ減税を見越して当初予算を編成いたしましたでしたが、そのコロナ減税がなかったために、増となっております。

続いて、13ページの一番上、13款1項2目観光使用料、観光スポーツ施設使用料が150万円更正減となっておりますが、これはコロナによる観光客の減によるものとなっております。

2段目の枠の13款2項3目衛生手数料、一般廃棄物処理手数料が261万8,000円増額となっておりますが、これは川場村でプレミアム商品券を発行し、その商品券の使い道を村民の皆さんがごみ袋の購入に大きく充てたということからこの金額が増額となっております。

続いて14ページになります。

2目衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金が1,715万4,000円の減額となっております。これはワクチン接種が5回で終了したための減額となっております。

続いて15ページの一番上になります、14款2項の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、これが8,388万5,000円の減額となっておりますが、内訳といたしますと、ボイラー分が4,888万5,000円、太陽光分が3,500万円、それぞれ減額となっております。

続いて、5目土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金が919万2,000円の減額となっております、かわりに道路メンテナンス事業費補助金が798万7,000円増額となっております。これは、橋梁の点検費の補助金でございまして、補助金のメニューが変更されたことに伴い、当初予算で社会資本整備総合交付金の補助事業で行う予定だったものが、道路メンテナンス事業の補助金で行うことになったという、補助金のメニューの変更によるものでございます。

続いて17ページ、15款2項1目総務費県補助金、総務管理費補助金の中の群馬県移住支援事業費補助金120万円が減額されておりますが、移住された方がいなかったということから、この補助金を使わなかったということから全額更正減となっております。

続いて18ページになります。

4目農林水産業費県補助金の中の一番下に、農地利用最適化交付金199万3,000円の増額となっておりますが、これは、上宿原土地改良によりまして、農地の集積の実績が上がったことから交付金が増えたというものでございます。

続いて、5目商工費県補助金、愛郷ぐんまプロジェクトと連携した地域限定クーポン券等の付与事業費補助金134万2,000円の更正減となっておりますが、これは愛郷ぐんまに合わせて、令和4年4月1日から令和4年4月29日までを事業期間として行ったものなのですが、実績といたしまして、632名の方が村内に宿泊し、このクーポン券を受領したということになっております。見込みよりも少なかったということから、事業費を減額しているところでございます。

続いてそのページの一番下に、不動産売払収入、立木等売払収入が191万7,000円増額になっておりますが、これは村道敷を売り払ったことによるものでございます。

19ページの一番上には、物品売払収入ということで、288万2,000円の金額が計上されておりますが、これが昨年4月に村長車が事故に遭いまして、その村長車を購入しましてそれをまた売り払ったことから、ベルファイアの売払代金となっております。

そして、17款1項2目総務費寄附金、企業版ふるさと寄附金が1,320万円増額となっております。これは当初予算で50万円を予算化しておりましたが、実績により1,320万円を増額し、上の段にふるさと寄附金として1,000万円増額とさせていただいております。

続いて、20ページの6目雑入の欄の下から2段目に自動車共済保険金496万7,000円というのがありますが、これ先ほど申しました昨年4月に村長車が事故に遭いまして、その車両保険ということで496万7,000円の収入を見込んでいたところなんです。まだこの事故に対しまして示談が成立しておらず、この保険金がまだ入ってこないということですが、示談が成立しましたら、新年度予算でまた予算化していきたいというところでございます。

21ページ1番上の21款1項2目、3目、8目につきましては、7ページの第3表のところでご説明いたしましたので、ここでは割愛させていただきます。

続いて22ページをご覧ください。

歳出になります。

まず、各項目において確定した予算額の調整を行ったもので、ほとんどの項目で更正減となっております。またコロナによる事業の減少、縮小、中止によるものも多くございました。

その中にありまして、まず24ページをご覧ください。

24ページ上から3段目の欄に、負担金補助及び交付金、その中の価格高騰緊急支援給付金650万円の更正減がございまして、これにつきましては住民税非課税世帯に5万円を給付する事業がございまして、当初400世帯を見込んでいたところなんです。実際には、260世帯からの申請がございました。それによる更正減となっております。

25ページ、中ほどに24積立金がございまして、その他積立金が3,512万3,000円の予算ということでございまして、内訳といたしまして、庁舎整備基金が6,829万7,000円、ほかかの里基金が457万4,500円の更正減、財政調整基金が2,860万円の更正減。この3点が内訳となっております。

続いて、ページ飛んでいただきまして、29ページをご覧ください。

29ページでは、新拠点構想推進費の工事請負費が、工事名にすると、役場庁舎それからむらの学習館、交流ホール等々ございますが、工事請負費として合わせて1億5,504万5,000円の更正減となっております。またその下の備品購入費のところ、まず車両購入費が災害時給電可能車両購入費が790万円の更正減、これは給電可能車両を購入した入札差金等で790万円が余剰金とし

て余りましたので、これがコロナ交付金を活用しているものですから、これ余らせてしまうと国への返還となりますので、コロナ交付金を有効に活用されてもらうというところから、その上の災害備品購入費ということで、995万5,000を計上させていただきます。内容といたしますと、インバーター発電機10台、LEDバルーン投光器を10台購入し、各集会所8地区に、それぞれ1台ずつを、バルーン投光器と発電機を各集会所に配備し、2台を役場に配備するという、合わせて10台ずつ購入するものとなっております。

続きまして、またページを飛んでいただきまして、33ページでは、下から2段目繰出金として国民健康保険事業特別会計へ繰出金として208万3,000円。

そして続いて、34ページ、これも下から2段目の欄になりますが、デイサービスセンター機械器具修繕費ということで、34万7,000円計上させていただきますが、これについては、デイサービスセンターの遮光防災カーテンを配置するというものでございます。

続いて35ページ、上から2段目の欄では、繰出金といたしまして、後期高齢者医療特別会計繰出金へ948万6,000円を更正減、介護保険事業特別会計繰出金を270万3,000円、それぞれ更正減しております。

それから、主立ったところを申し上げますと、40ページまで飛んでいただきまして、40ページの上から2段目の欄に、負担金補助及び交付金の欄がございまして、その中にその他補助金、出産・子育て応援交付金というものがございます。これは新しい事業でございまして、国の補助率が3分の2、県が6分の1、村の持ち分は6分の1というものでございまして、内容といたしますと、母子手帳を村から配ったときに5万円を交付し、そのお子さんが生まれたとき、出産に合わせてまた5万円を交付するというもので、1回につき合わせて10万円が交付されるという新しい事業を行っております。これにつきましては、当初予算でも同じく予算措置させていただいております。

続いてそのページの一番下に、11目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費ということで合わせて2,065万円更正減しておりますが、ワクチン接種が今年度はもうなくなったということから更正減しております。

続いて42ページをご覧ください。

42ページの上から4段目の委託料の中の一番下に、一般廃棄物処理基本計画改定業務委託料というのが200万円の更正減となっております。これは当初予算で予算措置したところなんですが、利根沼田で広域でごみ処理施設を計画していこうということで、新年度から動き始めるということになっております。広域で廃棄物処理計画を立てることから、川場村単独での計画がいなくなったということで、ここで更正減しております。

そして43ページの一番上に農業委員等報酬ということで217万5,000円計上させていただきますが、これは歳入のところで申し上げました最適化交付金をこれに充てるものとなっております。



続いて、45ページの上から2段目、経営所得安定対策費の中の川場村農業再生協議会補助金が163万9,000円更正減となっておりますが、これは当初予算で水田台帳システムのデータ移行を県の補助金で行う予定でありましたが、各町村で行うのではなく県がまとめて、各町村まとめてデータ移行を行うということから、県所補助金はもらわずに、県がデータ移行の事業を行うということで、更正減しております。

続いて47ページの林業振興費の下から2段目になります、18負担金補助及び交付金の中の団体等補助金、地方創生応援税制事業補助金が950万円予算措置されておりますが、これは企業版ふるさと納税を原資としてウッドビレッジへ補助金を交付するものとなっております。

そしてその欄の一番下で治山林道費が300万円の更正減になっておりますが、先ほども申し上げましたように、県単事業が実施されなかったことから、負担金を更正減しております。

そして49ページまで飛んでいただいて、49ページ下から4段目、12委託料の中で、村道除雪作業委託料が800万円の増額となっております。これは当初予算では除雪費が足りなかったところから今回補正で増額したのとなっております。

続きまして、53ページまで飛んでいただきまして、53ページの一番下では、小中一貫校新築工事設計業務委託料が430万円9,000円の更正減となっております。

また55ページの中ほどに、14工事請負費ということで、地下タンク吸引管更新工事442万3,000円というものがございまして、これは現在小学校の暖房用のファンヒーターが、地下タンクからそれぞれの教室に配管された管で石油が送られているわけなのですが、それがどうも各教室への石油がうまく運ばれないというんですか、配管に不具合が生じているというところから、地下タンクの配管を小中一貫校の開設に併せてもう一度見直すということから、442万3,000円の予算をここで措置してあります。

概略は説明させていただきました。以上で説明とさせていただきます。

議長（角田文雄君） これをもって細部説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入、歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。7番星野議員。

〔7番 星野孝之君発言〕

7番（星野孝之君君） 18ページ、16款財産収入の1項財産運用収入の中にあります土地建物等貸付収入の92万4,000円の内容を教えてください。この表の補正額の額は1,000円になっているので、計が30万2,000円になっているというところの説明をお願いいたします。まずそこです。

議長（角田文雄君） 総務課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

総務課長（角田圭一君） まず財産収入の土地建物等貸付収入の内訳でございます。

内訳といたしますと、何件かに分かれておりまして、大口としますと、まずニチネンから地下水取水に係る土地賃借料として15万4,800円、それから木賊のウッドステーションの貯木施設用地の賃借料が11万6,400円、それから駐在所の土地賃借料として6万7,000円掛ける2です、前期、後期でそれぞれ6万7,000円ということになっています。それから、清水建設株式会社から土地貸付収入ということで28万6,300円、これは桐ノ木平の果樹園の跡地になりますかね。こういった何件か、今主だったところを申し上げましたが、これ後ほど資料としてあったほうがよろしいですかね。（「はい」の声あり）これにつきましてはまとまったものがございますので、土地財産収入ということで後ほど資料を提出させていただきます。

それからもう1点、歳入のところで、16款の予算として1目で財産貸付収入と2目として利子及び配当金というものがございまして、今回補正では財産のところしか変更がなかったのでここには出てこないのですが、元々の予算には16款1項には1目と2目がございまして、2目のところに30万1,000円の予算がございますので、この合計がそういったことになっているということになります。（「ごめんなさい、ちょっと分からない」の声あり）項の中に目がいろいろあって、目の合計がこの額になっていて、それで変更のない目はここに出てこないで、当初予算見ていただくと（「分かりました」の声あり）合計とすると合うことになります。（「ありがとうございます」の声あり）

以上です。

議長（角田文雄君） 7番星野議員。

〔7番 星野孝之君発言〕

7番（星野孝之君君） もう1点お願いいたします。

39ページの3目環境衛生費の中にあります木質チップボイラー修繕費の内容を教えてくださいと思います。

議長（角田文雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 戸部正紀君発言〕

むらづくり振興課長（戸部正紀君） この木質チップボイラーの修繕費なんです、ホテル田園プラザの木質チップボイラーがあって、その搬送の部分に故障がありまして、その部品交換となっております。

以上です。

7番（星野孝之君君） ありがとうございます。

議長（角田文雄君） ほかに質疑はありませんか。1番津久井議員。

〔1番 津久井俊雄君発言〕

1番（津久井俊雄君） 津久井です。質問させていただきます。

18ページ、16款の財産収入2項の財産売却収入として、1不動産売却収入の補正額で191万7,000円、説明に立木等売却収入としてございますが、お尋ねいたしますが、湯原、黒岩の奥に山林がありましたよね、それを村の山だと思いましたが、あれを去年度あたり切っていたようなことを私は見かけたのですが、その収入でしょうか。

議長（角田文雄君） 総務課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

総務課長（角田圭一君） 今回の予算につきましては、法定外公共物譲渡代金ということで、吉祥寺に村道敷を譲渡したものが180万円ほど、それからもう1点、富士山の家庭で自宅内に水路式が走っていたのを用途廃止して売り払った分が10万円ほどの2件となっております。

議長（角田文雄君） ほかに質疑はありませんか。1番津久井議員。

〔1番 津久井俊雄君発言〕

1番（津久井俊雄君） たしか昨年度だと思うのですが、黒岩に村の土地が、山林が、2町9反あったと思いますが、その収入は、私も正確に覚えていなくて、あそこに村の山林があるよという話を聞いておったのですが、その収入はどこかに反映されているかお伺いしたいと思います。

議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） ただいまの質問でございますけれども、黒岩の木を切って役場庁舎等の材木に使用しておりますが、森林組合に委託をして切っておりまして、組合のほうで立替金ということで、まだ精算をいただいておりますので、まだ村のほうに収入としては入っていないということでありまして、今後、おいつけ等々また下刈り等があるわけでありまして、そういった費用を鑑みて、残ったものについてはいずれ森林組合から精算をしていただくということでありまして、まだ年月が経過をしている中で精算には至っていないということでありまして、収入としては村のほうに入っていない状況であります。

以上です。

議長（角田文雄君） 津久井議員。

〔1番 津久井俊雄君発言〕

1番（津久井俊雄君） 黒岩の山も湯原でも知っている人はあまり私ほとんど少ないのではないかなと思っております。そのこともありましたので、お聞きしました。理解できました。なるべく早い精算をして村の大切な財産でございますので、売払い収入を村の財政の中に組み入れてほしいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（角田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第13号 令和4年度川場村一般会計補正予算（第6号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第14号 令和4年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議長（角田文雄君） 日程第18、議案第14号 令和4年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第14号 令和4年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ46万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億5,131万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは被保険者の減少に伴う保険税が567万1,000円減額となり、各教室や生活週案病予防事業の額確定により、都道府県支出金を26万2,000円の増額、保険税減額分の補填として、保険基盤安定繰入金208万円及び基金繰入金378万9,000円をそれぞれ追加するものであります。

次に主な歳出であります。本年度の実績を踏まえ特定健康診査事業の額確定に伴う保険事業費100万円を減額し、過年度分補助金の精算や返還分が確定したため諸支出金146万円を追加するものです。

なお、本案につきましては、去る2月28日に開催されました川場村国民健康保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言っ

て質疑をしてください。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより、議案第14号 令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての件  
を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第15号 令和4年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について  
議長（角田文雄君） 日程第19、議案第15号 令和4年度川場村介護保険事業特別会計補正予  
算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第15号 令和4年度川場村介護保険  
事業特別会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,109万7,000円を減額し、歳入歳出予算の  
総額を4億8,700万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金841万円を増額し、支払基金交付金1,217万8,000円、  
県支出金582万7,000円、繰入金1,150万2,000円をそれぞれ減額するものでありま  
す。

なお、国庫支出金等につきましては、保険給付費の実績予定分や過年度分の確定に伴い交付される  
予定でございます。また繰入金の基金繰入金については、令和3年度に保険料が改定され、財源が確  
保されたため減額するものであります。

次に主な歳出であります。本年度の実績を踏まえ、総務費88万4,000円、保険給付費2,  
100万9,000円、地域支援事業費322万4,000円をそれぞれ減額し、予備費397万円  
を追加するものです。

なお、本案につきましては、去る2月28日に開催されました川場村介護保険運営協議会に諮問し、  
了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説  
明といたします。

議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第15号 令和4年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第16号 令和4年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議長（角田文雄君） 日程第20、議案第16号 令和4年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第16号 令和4年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ334万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9,605万3,000円とするものであります。

歳入であります。保険料の確定に伴い259万9,000円、繰入金948万6,000円をそれぞれ減額し、諸収入874万2,000円を追加するものであります。

次に主な歳出であります。総務費15万円を増額し、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴い89万4,000円、予備費259万9,000円をそれぞれ減額するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第16号 令和4年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第17号 令和4年度川場村水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議長（角田文雄君） 日程第21、議案第17号 令和4年度川場村水道事業特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第17号 令和4年度川場村水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ568万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,465万円とするものであります。

歳入の主な内容ですが、当初5名の新規加入者を見込んでおりましたが、1名増加したため、水道新規加入金を10万円追加、金山平浄水場の真空ポンプ交換工事、フロキュレーター交換工事、給水ポンプ交換工事等3件を予定しておりましたが、コロナ関係で機器の納期が間に合わないこと、耐用年数は経過しているものの機械自体は稼働可能な状態であるため、来年度以降の修繕へ回すこととし、基金繰入金を587万2,000円減額補正するものであります。

歳出の主な内容ですが、先ほど歳入でも申し上げましたが、浄水場の真空ポンプ交換工事、フロキュレーター交換工事、給水ポンプ交換工事等3件を中心に、水道管理費を531万3,000円減額、令和4年度分総務管理費を精査し、37万1,000円を減額補正するものであります。

なお本案につきましては、去る2月28日に開催されました川場村上下水道運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言っ  
て質疑をしてください。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第17号 令和4年度川場村水道事業特別会計補正予算（第3号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第18号 令和4年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議長（角田文雄君） 日程第22、議案第18号 令和4年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第18号 令和4年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ21万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億6,314万6,000円とするものであります。

歳入の主な内容ですが、新規加入者が当初見込みより4件増加したため40万円追加となり、そのほか精査した結果、一般会計繰入金を68万1,000円減額補正するものであります。

歳出の主な内容ですが、特になく精査した21万1,000円を減額補正するものであります。

なお本案につきましては、去る2月28日に開催されました川場村上下水道運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

議長（角田文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。津久井議員。

〔1番 津久井俊雄君発言〕

1番（津久井俊雄君） お尋ねいたします。

4ページの繰越明許なんですけれども、下水道工事に対する支援業務あるいは電気設備の更新、これが7,672万円計上されているようでございますが、事業に差し支えないあるいは理由を教えてくださいたいと思います。



議長（角田文雄君） 田園整備課長。

〔田園整備課長 栗原達也君発言〕

田園整備課長（栗原達也君） お答えします。

まず繰越明許の公営企業法適用支援業務1,672万円、これにつきましては総務省のほうから人口3万人以上の公共団体は平成27年度から平成31年度まで、人口3万人未満の団体は平成31年度から令和5年度までに、公営企業法、企業会計に移行することとしておりますので、現在その資産等、財産の固定資産台帳ですとか整理して、ちょっと遅れておりますので繰越しをいたしました。

それと、浄化センター管理棟電気機械設備更新6,000万円ですけれども、先ほど村長も申し上げたと思うのですが、真空ポンプ交換、フロキュレーター、攪拌機の交換、給水ポンプの交換、下水道の電気系統の配電盤というのですか、中心となる配電盤の機械の納入期限が、部品が入ってこないということで、これも6,000万円を繰越しした理由です。

以上です。

議長（角田文雄君） 津久井議員。

〔1番 津久井俊雄君発言〕

1番（津久井俊雄君） 非常に繰越しの額が大きいように感じました。業務に差し支えなければいいんですけれども、新年度になりますから、繰り越していただいてなるべく早く正常の状況にやっていただくことを希望しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（角田文雄君） ほかに質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第18号 令和4年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。13時まで。

午前11時36分休憩

午後 1時00分再開

議長（角田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23 認定第19号 令和5年度川場村一般会計予算について

日程第24 議案第20号 令和5年度川場村国民健康保険事業特別会計予算について

日程第25 議案第21号 令和5年度川場村介護保険事業特別会計予算について

日程第26 議案第22号 令和5年度川場村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第27 議案第23号 令和5年度川場村水道事業特別会計予算について

日程第28 議案第24号 令和5年度川場村下水道事業特別会計予算について

議長（角田文雄君） 日程第23、議案第19号 令和5年度川場村一般会計予算についての件から日程第28、議案第24号 令和5年度川場村下水道事業特別会計予算についての件までの6件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第19号 令和5年度川場村一般会計予算について、提案説明を申し上げます。

令和5年度当初予算は、役場新庁舎建設事業関連及び小中一貫校施設整備に重点を置いた予算編成といたしました。

令和5年度の一般会計当初予算の総額は、42億2,955万5,000円で、前年度と比べ16.8%、6億727万5,000円の増であります。

歳入の内訳を財源別で見ますと、村税等の自主財源が12億8,078万2,000円で、歳入全体の30.3%となります。

地方交付税や国庫支出金等の依存財源が29億4,877万3,000円で、69.7%を占めています。依然として厳しい財政状況に変わりありませんが、村税やふるさと寄附金を中心とする自主財源の確保に努めてまいりたいと思います。

次に、歳出の内訳を性質別に見ますと、地方自治体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費である義務的経費が11億4,105万6,000円で、歳出全体の27%、普通建設事業費などの投資的経費が15億8,608万4,000円で、37.5%、その他の経費が15億241万5,000円で35.5%を占めています。

具体的な項目に入りますが、歳入では、村税が、3億7,710万1,000円の計上であります。収納実績を勘案し、前年度比3.2%の増であります。

地方交付税は、12億円の計上で、前年度比1億2,000万円増額であります。

国庫支出金は、4億6,225万5,000円の計上で、139.7%の増、金額にして2億6,941万3,000円の増であります。二酸化炭素抑制対策事業、小中学校校舎整備事業によるものであります。

県支出金は、1億7,310万5,000円の計上で、935万4,000円、5.1%の減であります。

寄附金は、8,909万5,000円で、12.6%の増であります。ふるさと寄附金の増によるものであります。

繰入金は、6億5,386万6,000円の計上で、15.6%の増であります。財政調整基金、役場庁舎整備基金、ほたかの里基金等の繰入れを計上いたしました。

村債は、9億9,040万円で、13.9%の増であります。役場庁舎建設に対しての公共施設等適正管理推進事業債、一般事業債、学校教育施設等整備事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債等を予定しております。

歳出であります。主なものを説明いたします。

議会費では、議員報酬、議員共済負担金がそれぞれ増額となりました。

総務費では、地方創生推進交付金事業、役場庁舎建設工事監理業務委託料、役場庁舎建設工事請負費、新拠点構想用地購入費などを計上いたしました。

民生費では、社会福祉事業委託料、認定こども園運営費補助金などを計上いたしました。また、国民健康保険事業、後期高齢者医療及び介護保険事業特別会計への繰出金1億7,368万円を計上しました。

衛生費では、各種検診委託料、新型コロナウイルスワクチン接種事業、清掃施設組合負担金などを計上しました。

農林水産業費では、農道や水路整備のための小規模土地改良事業、多面的機能支払交付金事業、竹林整備事業などを計上しました。

商工費では、かわばまつり開催経費、施設管理委託料、田園プラザ敷地購入費などを計上いたしました。

土木費では、村道舗装補修等工事請負費、橋梁補修設計業務委託料などを計上しました。また、下水道事業特別会計への繰出金1億3,646万3,000円を計上しました。

消防費は、団員報酬、出勤手当の見直しを行ったことから、報酬が増額計上されました。

教育費では、小中一貫校校舎整備関係経費、スターバリー国際交流経費を計上しました。

次に、議案第20号 令和5年度川場村国民健康保険事業特別会計予算について、提案説明を申し上げます。

日本の医療保険制度の中核として、国民健康保険制度は、地域住民の医療の確保と健康増進に大きな役割を果たしているところでございます。平成30年度から国民健康保険の財政運営を群馬県が担っており、県内での保険料統一を見据え、算定方法を4方式から3方式へ変更を行い、3年目の年となります。現在、県内どこに住んでいても同じ所得で同じ世帯構成であれば、同じ保険税率にすることを目標に協議を進めております。

さて、令和5年度の予算であります。令和4年度の保険給付費等の支払い状況及び予定できる財源を基に、歳入歳出予算の総額を4億3,478万2,000円といたしました。これは前年度当初予算と比較して、1.6%の増となり、金額にして668万7,000円の増額となります。

主な収入では、国民健康保険税7,688万8,000円で、1,291万2,000円の減額で、要因といたしましては、被保険者の減少の影響によるものであります。

都道府県支出金3億555万5,000円で、1,135万3,000円の増で、要因といたしましては、令和2年度、3年度において新型コロナウイルス感染症の影響により保険給付が減少傾向にあり、令和4年度はコロナ前と同水準の医療を受け、保険給付費の上昇が見込まれるため増額となっています。

繰入金5,227万3,000円で824万7,000円の増で、要因といたしましては、未就学児均等割保険料繰入金の新設と、保険税の減額分を基金から支出するための増額であります。

歳出であります。歳出予算の68.8%を占める保険給付費が2億9,900万6,000円、前年度に比べ900万円の増額となります。

国民健康保険事業納付金については、所得変動の影響を考慮し1億1,002万円を計上いたしました。

以上が令和5年度予算の概要であります。生活習慣病を予防するため食生活の改善や、病気を事前に予防するための保健事業に力を入れ、医療費の削減に努めていきたいと思っておりますので、議員各位のご理解をお願いするところであります。

次に、議案第21号 令和5年度川場村介護保険事業特別会計予算について、提案説明を申し上げます。

介護保険事業は、介護を必要とする方を社会全体で支え、利用者の選択による総合的なサービスを安心して受けられる制度として、平成12年度に発足をいたしました。また、令和2年度に第8期介護保険事業計画の策定を行い3年目となりました。

令和5年度の予算であります。第8期介護保険事業計画を基に、保険給付費等の状況を踏まえ、歳入歳出予算の総額を4億7,002万円といたしました。これは前年度当初予算と比較して約5%、金額で2,448万1,000円の減額となります。

主な歳入では、介護保険料が1億17万3,000円で、前年度に比べ0.9%、金額にして88万5,000円の減額となっております。

国庫負担金、支払基金交付金、県支出金、繰入金の減額は保険給付費の減額によるものです。

歳出であります。歳出全体の90.2%を占めております保険給付費であります。介護保険事業計画及びサービス利用実績から、4億2,380万1,000円、前年度に比べて2,059万5,000円の減額となっております。

地域支援事業費については、包括支援センター職員派遣委託料の減額で、前年度に比べ23.5%、

金額にして790万7,000円の減額となっております。

この保険給費用を村の要介護及び要支援認定者211名で利用額に換算してみますと、1人当たり年額でおよそ200万8,500円となるものであります。

このように、保険給付費は、今後の高齢化の進行により年々増加傾向にありますが、介護が必要となってもできる限り自立した生活ができますよう、介護保険を利用される高齢者の皆さんに、信頼される介護保険事業であるよう、今後とも努力してまいりたいと思いますので、議員各位のご指導、ご協力をお願いを申し上げます。

次に、議案第22号 令和5年度川場村後期高齢者医療特別会計予算について、提案説明を申し上げます。

平成20年度から発足し、高齢者医療を支えている後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出ともに予算の総額を、前年比1.2%増となる9,663万4,000円といたしました。

主な歳入になりますが、75歳以上の被保険者の方から納めていただきます保険料が3,210万2,000円であり、前年度に比べ63万8,000円の増額となっております。この保険料の負担割合は県内の市町村は全て同率になっておりますが、村内の被保険者の納めることとなる1人当たりの保険料に換算してみますと、年間およそ5万7,700円になります。

歳出であります。事務費分となる総務費の520万6,000円を除きますと、残りの予算額のほとんどを占める後期高齢者医療広域連合への納付金が9,097万7,000円となるものであります。

以上が、令和5年度予算の概要ですが、今後もこの制度が現役世代と高齢者がともに支え合う医療制度として、村民の福祉と健康の増進につながるよう、ご指導とご協力をお願い申し上げまして、提案説明といたします。

次に、議案第23号 令和5年度川場村水道事業特別会計予算について、提案説明を申し上げます。

水道事業の推進については、生活用水の安定供給と安全な飲料水確保のため、今後、長寿命化計画を策定して、施設及び管路の維持に努めてまいりたいと思います。

さて、令和5年度の予算であります。総額で4,448万7,000円となり、対前年度比マイナス35.7%で、2,467万8,000円の減額となります。

歳入であります。主な財源は、水道使用料が3,691万3,000円で、歳入総額の83.0%を占めております。その他、一般会計繰入金1,384万4,000円、水道事業基金繰入金を454万9,000円計上しました。

歳出の主な内容ですが、金山平浄水場等施設運転管理経費として1,159万2,000円、料金徴収システム使用料として484万5,000円、修繕工事請負費90万2,000円を計上いたしました。

また、公債費の地方債元利償還金277万円を計上いたしました。なお、不測の事態に備えて予備

費に100万円計上しております。

次に、議案第24号 令和5年度川場村下水道事業特別会計予算について、提案説明を申し上げます。

下水道事業の推進については、平成4年度から開始され、管渠整備はほぼ完了に至っております。今後においては、埋設された管渠や浄化センター及びポンプ施設の維持管理業務に努めてまいります。

早期に整備された施設や機械器具については、耐用年数を迎えるものもあることから、平成28年度から国の補助を受け、施設の長寿命化計画の策定に着手し、令和5年度においても継続して実施をいたします。国の法改正によりまして、公営企業会計への移行を令和6年度までに実施したいと考えております。

またあわせて、下水道事業特別会計のさらなる健全化に向け、加入率の向上に取り組みたいと考えております。

令和5年度の予算であります。総額で2億2,358万8,000円となり、対前年度比マイナス14.1%、額にして3,674万8,000円の減額であります。

歳入であります。下水道使用料を3,545万4,000円、下水道処理場、汚泥水処理基本設計等に伴う国庫補助金を2,500万円、下水道事業債を2,500万円計上いたしましたが、主たる財源は一般会計からの繰入金1億3,646万3,000円となっており、歳入総額の61%が特定財源に依存する状況となっております。

歳出の主な内容ですが、処理場管渠管理費として浄化センター再構築委託料を中心に、5,000万円を計上いたしました。また、地方債の元利償還金として1億2,094万2,000円を計上いたしました。

今後も未加入者の加入促進を図り、自主財源の確保に努めるとともに、水源地域であることを自覚し、水質保全と生活環境整備のため、事業を進めてまいります。

なお、後期高齢者医療特別会計以外の特別会計予算案につきましては、去る2月28日に開催されました各運営協議会で諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、細部につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

よろしく審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

議長（角田文雄君） ここで担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

総務課長（角田圭一君） それでは、令和5年度川場村一般会計予算の細部説明をいたします。一般会計予算書をご覧ください。

令和5年度川場村一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42億2,955万5,000円と定める。

第2条、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

第4条、一時借入金の借入最高額は3億円と定める。

令和5年3月7日提出 川場村村長 外山京太郎。

7ページをご覧ください。

7ページでは、第2表、債務負担行為となっております。土地開発公社に対する債務保証、期間といたしまして、令和5年度以降事業費借入金償還期間の満了の日まで、限度額2億円となっております。

続いて8ページになります。

第3表、地方債、臨時財政対策債といたしまして限度額1,000万円。この臨時財政対策債というものは、交付税原資不足を補うもので、国と地方で折半し、地方分は起債し、翌年度以降全額交付税措置されるものとなっております。

公共施設等適正管理推進事業債2億9,290万円、これにつきましては庁舎関連事業に充てられます。一般事業債4億7,670万円、この一般事業債は庁舎建設関連及び用地購入費及び学校施設整備に使用されるものになります。緊急自然災害防止対策事業債300万円、これは県が行う治山事業の負担金分となっております。学校教育施設等整備事業債9,350万円、これは小中一貫校の学校整備に係るものとなっております。防災・減災・国土強靱緊急対策事業債1億1,530万円、これは新拠点施設の木質ボイラーや太陽光発電に係るものとなっております。

11ページへお進みください。

11ページは、歳入歳出予算事項別明細書となっております。

まず歳入ですが、主な増減理由、前年度比等につきましては、先日の全員協議会で説明させていただきましたので、この明細書の説明は割愛させていただきます。

12ページへお進みください。

12ページ、歳入合計、本年度予算額42億2,955万5,000円、前年度予算額36億2,228万円、比較6億727万5,000円、16.8%の増となっております。

13ページへお進みください。歳出です。

本年度予算額42億2,955万5,000円、前年度予算額36億2,228万円、比較6億727万5,000円。本年度予算額の財源内訳といたしまして、国県支出金6億3,536万円、地方債9億8,040万円、その他4億2,871万9,000円、一般財源21億8,507万6,000円となっております。

15ページへお進みください。

15ページでは、歳入の詳細説明となります。

1款1項1目個人ですが、現年度課税分（特徴）ですが、7,771万円となっております。これは納税義務者数1,060人を見込んでおります。また、2つ飛ばしまして、普通徴収、普徴につきましては、納税義務者500人を見込んでおります。

また、2目法人では、82社を見込んでおるところでございます。

そして、1款2項1目固定資産税2億1,500万1,000円、この金額につきましては、前年度最終調定の97%を見込んで予算を組んでおります。

続いて2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金1,052万6,000円、これにつきましては国有林に係るものとなっております。

1ページ進んでいただきまして、17ページをご覧ください。

中ほどに、2款3項1目森林環境譲与税1,441万2,000円、この金額につきましては川場村内の森林面積や林業就業者数により交付される金額となっております。

続いて19ページの中ほどになります。

10款1項1目地方交付税12億円、ここは例年10億8,000万円を交付税を見ているところですが、今年度は例年よりも1億2,000万円多い12億円の地方交付税を当初予算で見えております。

それからまた1枚めくっていただきまして、20ページ中ほどに、2目観光使用料、観光スポーツ施設使用料が50万円、ここが例年ですと250万円の予算を見込んでいたところですが、コロナのための観光客入り込み減を見込んで、例年より200万円を減らした50万円を当初予算として見込んでおります。

1枚めくっていただきまして、22ページの下ほどになりますが、6目教育費国庫負担金、公立学校施設整備費負担金3,730万4,000円、この国庫負担金につきましては、校舎の新築に係る負担金となります。それに対応して23ページの一番下に、6目教育費国庫、今度は負担金じゃなく補助金ということで、学校施設環境改善交付金ということで6,666万8,000円ありますが、これは校舎の改築に係るものとなっております。

また戻っていただきまして、22ページの一番下に戻り、総務費国庫補助金の二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金が1億8,330万円、これは新拠点のエネルギー施設、ボイラー及び太陽光発電に係る補助金です。その下にあります地方創生推進交付金1,495万3,000円ですが、これは事業費の2分の1の補助金となっております。これにつきましては歳出のところでも改めて説明させていただきます。

続きまして26ページまでお進みいただけますでしょうか。

26ページ一番下ほどの4目農林水産業費県補助金の農業費補助金の2段目にあります小規模農村整備事業補助金2,370万6,000円でございますが、これにつきましては、村内の長久保農道、



上溝又水路、高野原農道の整備を予定しております。

そして次のページ、27ページの一番上の欄になりますが、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金1、708万4,000円でございますが、これは例年行っております竹林整備2ヘクタール、森林整備5ヘクタール等を予定しております。

続きまして、1枚めくっていただきまして28ページの一番下ほどになります寄附金でございますが、まず1目一般寄附金が1,859万5,000円ありますが、これは世田谷区からの寄附金となります。その下にありますふるさと寄附金7,000万円、昨年は6,000万円だったんですが1,000万円多く見込みまして、7,000万円を見込んでいるところでございます。

29ページの一番上にあります18款1項の繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を4億円、地域福祉基金繰入金を886万6,000円、ほたかの里基金繰入金を8,400万円、役場庁舎整備基金繰入金を1億6,100万円を見込んでいるところでございます。

続きまして、30ページの一番下の欄になります6目雑入でございます。雑入の欄の一番上の代替バス運行負担金294万8,000円は沼田市からの負担金となります。

1行飛ばして、てんぐ山公園管理負担金が598万1,000円は、世田谷区からの負担金となります。その欄の一番下にあります群馬県市町村振興協会魅力あるコミュニティー助成金200万円ですが、令和5年度は萩室地区の集会場の備品整備に充てられます。

続きまして、31ページ一番下から始まります村債につきましては、8ページの3表でご説明いたしましたので、ここでの説明は割愛させていただきます。

続きまして33ページまでお進みください。

歳出になります。

まず、給料、手当、共済費等につきましては、各事業ごとに計上させていただいております。この給料等の説明につきましては省略させていただきます。

1款1項1目議会費、比較のところを見ていただきますと、比較611万2,000円の増となっております。これは、議員報酬及び4節の共済費の中の議員共済費の負担金がそれぞれ増額となっておりますため、611万2,000円の増額となっております。

続いて、38ページまで進んでいただきます。

38ページの10需用費の下から2段目に、歴代村長・議長・議員写真額装代ということで、115万2,000円見っておりますが、これにつきましては現在の庁舎から新庁舎へ、この議場に飾っております議長の写真ですとか集会室にあります村長の写真、それから議員控室にあります議員の写真をそれぞれデータとして取り込みまして、また新庁舎に新たな形で飾るための費用となっております。

そして39ページの12委託料の下から2番目に、産業医委託料36万円がございます。これにつきましては現在はパース病院に川場村役場の産業医としてお願いしているところでございますが、令和5年度からは川場診療所の白井先生に産業医としてお世話になることとなりました。

続きまして、41ページの一番下、その他負担金のところに、世田谷区派遣職員人件費負担金1,000万円とあります。令和3年、4年度につきましては、相互交流というんですか、世田谷区から1名職員を派遣いただき、川場村からも世田谷区へ1名派遣して相互交流をしていたわけなんです。令和5年度には現在世田谷区へ派遣している職員は引き上げ、令和5度からは川場から世田谷区へ行く職員が行かなくなります。そのため世田谷区からの一方通行の人事交流となりますので、人権費負担金ということで1,000万円を見込んでいただいております。

続いて、42ページになります。2段目の10事業費で、村政要覧印刷費ということで260万円見えておりますが、統一選後の新たな村の体制の村政要覧を作成するための費用となっております。

続きまして、45ページを見ていただきまして、13使用料及び賃借料のすぐ上に財務書類作成支援業務委託料ということで242万円ございますが、これは平成30年から続けております国から作成が義務づけられているものでございます。

そして1枚めくっていただきまして、46ページの中ほどになります24積立金のその他積立金の内容でございますが、8,641万2,000円の内訳といたしまして、ほたかの里基金が7,000万円、減債基金が100万円、友好の森基金が100万円、森林環境譲与税基金が1,441万2,000円、この4つの基金となっております。

そして47ページ一番下の欄の需要費、ふるさと納税特典経費2,420万円ございますが、歳入のところでふるさと納税を7,000万円見込んでいるということから、その7,000万円の30%、2,100万円及びその送料となっております。

続きまして、49ページをご覧ください。

49ページ一番上の欄にIRU設備光ファイバー譲渡作業委託料、文字が1つ抜けていて、委託料になります、委託料の委が抜けていて申し訳ありません、加入をお願いいたします。この光ファイバー譲渡作業委託料につきましては先日の全員協議会で説明させていただきました。その委託料といたしまして、475万円を予算措置しております。

続いて、50ページをご覧ください。

50ページの補助金の欄、その他補助金、民間賃貸住宅借地料補助金29万6,000円、これは3業者に対しての補助金となります。また、民間賃貸住宅家賃助成事業補助金107万7,000円は8棟分の助成金となっております。

また1枚めくっていただきまして、52ページ一番下になります地方創生推進交付金事業委託料2,187万1,000円、歳入のところでも簡単に説明いたしましたが、この事業の内訳といたしまして、空き家実態調査及び移住特設サイト制作費、それから特産品開発推進委託料等をこの地方創生推進交付金で見えております。事業費の半分が国からの補助金、その半分については地方交付税で措置されるというもので、一般財源からの持ち出しはないものとなります。

そして53ページ中ほどにあります負担金補助交付金のその他負担金の中の地方創生推進交付金事

業負担金500万円、これにつきましては恋人の聖地共同事業の負担金ということで、恋人の聖地の事業を行っている団体が組織する団体への負担金となっております。

次に54ページをご覧ください。

9目地域づくり事業費の中で12委託料、地域おこし協力隊委託料288万円になりますが、これについては、外国、主に韓国の大学生と川場村の連携のコーディネーターとして24万円掛ける12か月で委託するものとなっております、地方創生等を通じて川場村を世界へ発信していく事業となっております。

続いて、56ページになります。

56ページは、新拠点構想推進費となっております。12委託料では、建設測量設計管理委託料として1,608万2,000円、その内訳としては、役場庁舎関係、家具備品関係、ボイラー設置関連がございます。また、14工事請負費を見ていただきますと、建設工事として8億9,195万1,000円がございます。役場庁舎が4億7,740万円、ボイラー等設置工事が3億1,000万円、道路及び駐車場整備工事が5,755万9,000円、防災備蓄倉庫等建築工事4,700万円の内訳となっております。

その下の新拠点構想用地購入費1億8,000万円につきましては、第1工区の下にあります現在現場事務所棟が建っておる第2工区を土地開発公社から村が買い上げる費用となっております。

続きまして、大分進んで申し訳ございませんが、63ページをご覧ください。

63ページの一番下、3目県議会議員選挙費となっております。県議会議員選挙が3月31日に告示され、4月9日投開票日ということで現在進められております。

また1ページ飛ばして64ページ中ほどに、6目県知事選挙費ということで、県知事選挙につきましては令和5年7月6日告示、7月23日投開票の日程が見込まれております。

また65ページ一番下にあります村長及び村議会議員選挙費ですが、これにつきましては、4月18日告示、4月23日投開票ということで、地方統一選挙ということで行われる予定となっております。

1枚飛んでいただきまして、66ページ中ほど需用費の中に、印刷製本費で選挙運動用ビラ作成費31万9,000円、またその下に選挙運動用ポスター作製費630万9,000円とありますが、これらにつきましては今までは立候補者が作成していたものですが、今回からそのポスターの作成費及びビラの作成費につきましては公費負担ということになりましたので、ここで予算措置させていただいたところでございます。

また飛んで、70ページをご覧くださいませでしょうか。

70ページ一番上の段、12節委託料となっております。委託料の中のその他委託料の中の民生業務委託料が350万7,000円となっておりますが、これの内訳といたしますと、例年見込んでおります民生委員委託費が85万5,600円、そのほかに地域福祉計画策定業務委託料ということで

265万1,000円がこの中に入ってしまった。大変申し訳ありません。本来ですと地域福祉計画策定業務委託料は別欄に設けるべきだったんですが、民生委員委託料の中に含まれてしまいました。地域福祉計画策定業務委託料265万1,000円でございます。

続きまして、このページの下から2段目、27節繰出金でございますが、国民健康保険事業特別会計繰出金が3,327万3,000円となっております。

1枚めくっていただきまして72ページの一番下の欄に、12節委託料、その中ほどに川場村社会福祉事業委託料ということで1,883万円となっております。昨年よりも500万円ほど増額になっているかと思いますが、社会福祉事業の業務の多様化に伴い増額とさせていただいたところでございます。

73ページ中ほどに、27節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金が6,278万2,000円、介護保険事業特別会計繰出金が7,762万5,000円となっております。

そして、74ページをご覧ください。

下から2段目のところに、19扶助費がございますが、扶助費の中の一番下に福祉医療費（子ども）というのがありますが、ここが1,400万円見込んでいるところですが、これが午前中に議決いただきました高校3年生までの医療費の無料化に係るもので、昨年よりも100万円の増額をここで予算措置してあります。

そして75ページ、一番下から2段目の委託料のところに、委託料の一番下に、障害福祉計画策定業務委託料ということで346万5,000円、令和5年度にこの計画を策定する予定となっております。

続きまして大分飛んで申し訳ないんですが、80ページになります。

80ページ、上から3段目の12節委託料の中で子ども・子育て支援事業計画策定に係る基礎調査業務委託料ということで、ここでも計画をつくるに当たって調査をする費用を見ております。

そしてまた飛んで申し訳ないのですが、87ページをご覧ください。

87ページ下から3段目の18節負担金補助及び交付金の中の下から2段目にあります出産子育て応援交付金200万円、これは先ほどの補正予算のところでも説明いたしましたが、国が3分の2、県が6分の1、村6分の1の負担割合で母子手帳を交付したときに5万円、出産したときに5万円、合わせて10万円を交付する事業となっております。

続いて89ページをご覧ください。

89ページの委託料の一番下に、健康増進計画策定業務委託料275万円が見込まれております。今まで説明してきましたように、令和5年度はこの健康関連ですとか障害関係の計画の策定が多く見込まれているということになります。

そしてまた飛んで、94ページになります。

94ページ下のほうにあります18節負担金補助及び交付金の中の一番上にあります利根沼田広域

市町村圏整備組合清掃費負担金495万4,000円ですが、これが令和5年度から利根沼田文化会館の建物内に、利根沼田市町村が職員をそれぞれ出してやって、ごみ処理場の建設に当たるということになっております。その負担金として495万4,000円ということになっております。

続いて101ページまでお進みください。

101ページの委託料でございますが、歳入のところでも申し上げました小規模農村整備事業の、ここでは設計業務委託料、次のページでは工事請負費ということで予算措置されておりますが、長久保地区の農土、農道、上溝又地区の水道、高野原地区の農道の整備を令和5年度は行う計画となっております。

そして106ページをご覧ください。

106ページでは林業振興費になりますが、12委託料で、緑の県民基金を使いまして、川場村森林整備事業委託料330万円、これは約5ヘクタールを見込んでおりますし、川場村竹林整備事業委託料ということで1,300万円を見込んでおりますが、事業量とすると2ヘクタールを見込んでいます。

次のページの下から2段目の工事請負費のところですが、県単林道改良事業2,100万円を見込んでおりますが、林道太郎線を見込んでおります。

次のページ、108ページ上から2段目の負担金補助及び交付金になります。団体等補助金500万円、川場村商工会補助金の500万円となりますが、このうちの140万円を使用いたしましてプレミアム商品券の発行事業を考えているところでございます。

続いて113ページまでお進みください。

113ページ中ほどにあります14工事請負費でございますが、恵の滝鳥居及びあずまや解体撤去工事ということで、恵の滝にありますあずまやと鳥居が老朽化したために撤去する費用として118万4,000円を見込んでおります。またその下にあります公有財産購入費、道の駅川場田園プラザ敷地購入費とありますが、2,500万円を計上しております。これは、現在の田んぼの近くの公衆トイレがありますが、あのあたりの用地の2,171平米を現在借地としてお借りしているところですが、地権者から購入してほしいという話があり検討した結果その用地を購入するための経費となっております。

続きまして、117ページまでお進みください。

117ページ下から3段目に14工事請負費、舗装補修等工事請負費が1,865万7,000円でございます。内訳といたしまして、村道の除草工事が350万円、穴埋め工事が160万円、補修工事が380万円、それから村道富士山線舗装工事、スキー場へ向かう村道富士山線の舗装を645万7,000円、村道門前線の改良事業に330万円を、それぞれ見込んでいます。

続いて、119ページの一番上にあります、橋梁補修設計業務委託料1,199万円になりますが、これは門前サガリの栄橋の設計業務となります、補修設計となります。

続いて121ページになります。

消防費、非常備消防費の中の報酬でございますが、午前中の条例改正で議決いただきました消防団員の報酬及び出動手当を改訂したための増額となっております。

それからまた飛んでいただきまして、125ページ中ほど教育委員会事務局費になります。2目事務局費の、会計年度任用職員報酬として217万1,000円を見込んでいるところなんです、これは新たに設けたもので、これは小中一貫校の開設準備室に係る会計年度任用職員の費用となっております。

それから飛んでいただきまして、127ページの下から2段目の委託料では、川場村小中一貫校校舎建設工事監理委託料ということで441万6,000円を見込んでおります。

また1枚めくっていただきまして、128ページの工事請負費の1つ上の段に川場遊覧フライトヘリコプター借上料というのがございますが、124万3,000円ですが、これが3年に一遍川場中学校の中学生を対象として、例年ですと文化の日といいますか、文化財の日に川場の上空を子供たちに飛んでもらう事業をしておりますが、その3年に一遍の年となりますので、ここで予算措置させていただいたところです。その下の工事請負費といたしまして、川場村立小中一貫校建設工事として、これは新築工事として2億6,411万5,000円、既存の小学校の校舎を大規模改修ということで1億3,951万1,000円をそれぞれ予算措置しているところです。

129ページの一番下に、国際交流事業費の負担金及び交付金ということで、中学生海外派遣交流事業補助金1,348万3,000円を予算措置しておりますが、これは来年度、令和5年度の中学3年生19人をアメリカのスターバリーへ派遣するというので予算措置しております。現在のコロナの状況で考えたときに、令和5年度は実施できるかというところで予算措置したところでありますが、また来年度5月、6月の状況を見て検討していきたいというところでございます。

大分飛んでいただきまして137ページになります。

137ページの中ほどに、14工事請負費ということで、209万円を見ております。地下タンク修繕工事ということですが、現在の中学校の石油タンク、地下に埋められている石油のオイルタンクが漏れているというんでしょうか、多少石油が漏れてしまうということでこの補修工事をここで見込んでおります。

続いて、140ページの社会教育費、1目社会教育総務費の7報償費で、教育活動支援員謝金ということで280万4,000円見ております。これは、川場村民の方に、月曜遊び場、水曜学び場、思いっきり探検隊、それから川場中学校の未来塾等子供たちのためにご協力をいただいている方々の報奨金となっております。

それから大きな変化といいますと、例年と大きく変わりますが、154ページの一番上にございます公債費でございます。公債費の元金が今年度は3億4,424万8,000円、利子が2,657万円、合わせて3億7,081万8,000円と、昨年よりも7,298万2,000円ほど増額

となっております。

以上で詳細説明を終了させていただきます。

議長（角田文雄君） これをもって、細部説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第23、議案第19号 令和5年度川場村一般会計予算についての件から、日程第28、議案第24号 令和5年度川場村下水道事業特別会計予算についての件までの6件については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角田文雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号から議案第24号までの6件については予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議長（角田文雄君） 引き続き、予算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

予算審査特別委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角田文雄君） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

予算審査特別委員会を、委員会条例第9条第1項の規定により本日の本会議終了後、特別委員会室において開催いたします。

日程第29 議案第29号 工事請負契約の変更について（令和3年度川場村むらの学習館建設工事）

議長（角田文雄君） 日程第29、議案第29号 工事請負契約の変更について（令和3年度川場村むらの学習館建設工事）の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第29号 工事請負契約の変更について、提案説明を申し上げます。

本件は令和3年度川場村むらの学習館建設工事として、令和4年4月15日に沼田土建株式会社と、

3億8,500万円で請負契約を締結しましたが、主に書架や受付カウンターの設置及びプロジェクターなどのAV機器の導入による工事量の増加により、請負契約を変更したいので、議会の決議に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、村議会の議決を得ようとするため提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第29号 工事請負契約の変更について（令和3年度川場村むらの学習館建設工事）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第30号 工事請負契約の変更について（令和3年度川場村交流ホール建設工事）

議長（角田文雄君） 日程第30、議案第30号 工事請負契約の変更について（令和3年度川場村交流ホール建設工事）の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第30号 工事請負契約の変更について、提案説明を申し上げます。

本件は令和3年度川場村交流ホール建設工事として、令和4年4月15日に株式会社関工務所と2億8,820万円で請負契約を締結しましたが、主に椅子やテーブルの購入、ブラインドの設置等工事量の増加により、請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、村議会の議決を得ようとするため提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番細谷議員。



〔 6 番 細谷市衛君発言 〕

6 番（細谷市衛君） それでは 1 件だけ確認させていただきます。

工事請負のところの関係で、椅子の関係が見積りに入っていなかったんですが、本来、私も勉強不足で分かりませんが、建物を建てて、大会議室という形でやる場合に、椅子とかテーブルについては、予算を最初にもう盛り込んであるのかなと思うんですがその辺をお聞かせ願いたいと思います。

議長（角田文雄君） むらづくり振興課長。

〔 むらづくり振興課長 戸部正紀君発言 〕

むらづくり振興課長（戸部正紀君） 本来的に一括で当初から確認できれば、変更等補正もないのですが、設計、施工進めていく中で、どういった家具とか椅子が一番いいかというのを、進行しながらの中で検討を重ねている中で、また備品等を選んでいきたいというような経緯でございますので、今回の変更になったということで、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（角田文雄君） 細谷議員。

〔 6 番 細谷市衛君発言 〕

6 番（細谷市衛君） やはり本来ですと、ここで追加しましたけれども、本来やはり建物建てる場合に会議室、交流ホールですから当然会議室とかそういうものがあるわけですから、椅子、テーブルについてもやはり最初からの見積りで、いろいろ計画していったほうが私自身はいいと思うんですよ。それは村の考えですけども、やはり 1 つの事業をやっていく上に、分かりきっているようなことは組み入れて予算づくりをしてやるという形のほうがいいような感じはしますので、今後はそんなような感じでやっていただければありがたいと思っています。よろしくお願いたします。

以上です。

議長（角田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔 「進行」の声あり 〕

議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「進行」の声あり 〕

議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 3 0 号 工事請負契約の変更について（令和 3 年度川場村交流ホール建設工事）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手 〕

議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（角田文雄君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、3月14日は議事の都合上、午後3時から本会議を開催いたしますので、定刻までにご参集  
ください。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時09分散会